

第1章:計画策定の基本的考え方

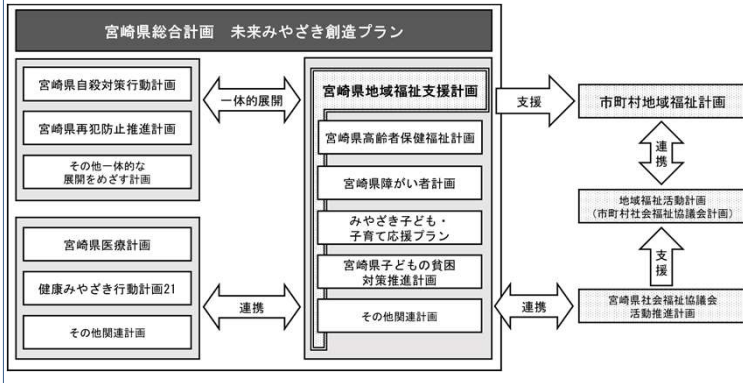
【計画改定の趣旨・計画期間】

- ・平成19年度に「宮崎県地域福祉支援計画」を策定し、これまで地域福祉を推進
- ・現在の第3期計画が令和2年度で満了することから、近年の地域福祉を取り巻く新たな動きや課題などに対応し、地域福祉をいっそう推進し地域共生社会の実現を目指すとともに引き続き市町村を支援していくため、改定を行う。
- ・計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間

【計画の位置づけ】

- ・社会福祉法第108条に基づき、都道府県が策定
- ・市町村の地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める。
- ・「宮崎県総合計画」の部門別計画であり、福祉分野の他の計画が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項



第2章:地域福祉を取り巻く状況

【人口・世帯構成の変化】

- ・人口減少と少子高齢化の進行
- ・一世帯あたり人員の減少、高齢者世帯、ひとり親世帯の増加

【地域における支援を必要とする方々の状況】

- ・要介護(要支援)認定者、障がい者手帳交付者数、高齢者・障がい者・児童の虐待の増加、ひとり親世帯の増加、生活困窮者の増加、自殺者の状況

【新たな社会的課題の顕在化】

- ・犯罪をした者の状況、外国籍県民の増加、ひきこもりの状況、災害時要配慮者の状況

【住民同士のつながりや支え合いの意識】

- ・都市部においては、人間関係が希薄となり、住民同士のつながりや支え合い機能が弱まっている。
- ・過疎地域においては、住民同士のつながりは都市部より残っているものの、人口減少により、地域の支え合い機能が弱まっている。

【地域福祉関係者の対応状況や意識】

- ・相談内容が複雑化・多様化し、相談支援体制の整備・機能強化及び福祉人材の確保・育成が求められている。

<本県の地域福祉における主な課題>

- ・地域を支える担い手の育成と人材の確保
- ・新たな社会的課題と地域のニーズへの対応
- ・福祉課題の複雑化・多様化や危機事象への対応

第3章:基本理念及び基本目標

【基本理念】

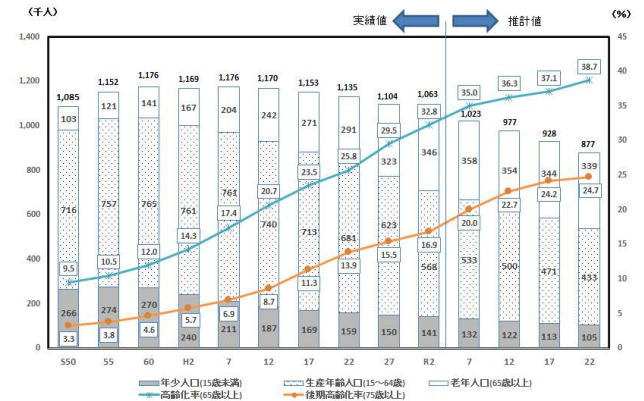
ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現

【基本目標】

- 地域共生社会の実現に向けた体制づくり
- 地域共生社会を支える多様な担い手づくり
- ともに支え合い、助け合う地域づくり

第4章:施策の推進

【本県の人口構成及び高齢化率・後期高齢化率の推移】



【地域共生社会の理念】

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会を目指すものです。

【数値目標】

項目	現況値	目標値
	R元	R7
重層的支援体制整備事業に取り組む県内市町村数	—	13
福祉人材センターにおける就職者数(人)	162	200
地域福祉コーディネーターのスキルアップ研修受講者数(人)	—	200
全国の民生委員・児童委員の充足率を上回る県内市町村の割合(%)	69.2	100.0
みやざき地域見守り応援隊への参画事業者数	22	25

基本目標	柱となる方向	主な取組
地域共生社会の実現に向けた体制づくり	地域共生社会の意識醸成	地域共生社会の普及啓発、福祉教育を通じた地域共生社会の推進
	包括的な支援体制の整備	身近な相談体制の整備、相談・支援機関等のネットワーク化の推進、専門相談機関の機能強化、生活課題の早期発見・支援体制の充実、支援の総合化の推進
	住民参加で支える地域福祉活動の推進	地域福祉活動の展開、地域福祉活動への参加促進
地域共生社会を支える多様な担い手づくり	市町村地域福祉計画の推進支援	先進事例等の情報提供等
	地域共生社会を支える人材の確保と資質の向上	民生委員・児童委員の確保と資質向上、福祉人材の確保及び育成、地域福祉担当行政職員の資質向上、社会福祉協議会職員員の資質向上
ともに支え合い、助け合う地域づくり	地域共生社会を支える担い手の育成	地域共生社会を支える担い手の活動の促進、社会福祉協議会との連携強化、NPO・ボランティア活動の支援、企業や団体等の社会貢献活動の促進、社会福祉法人による地域貢献の促進
	地域福祉の推進	生活困窮者の自立相談支援体制の整備、住まいの確保や生活の安定、自立の促進、自殺のない地域社会づくりの推進、高齢者や障がい者、子どもへの虐待への対応、地域における多様な居場所づくりの促進、犯罪をした者等への支援、外国籍県民等への支援、人にやさしい福祉のまちづくりの推進、本県の地域や特性を捉えた地域福祉の推進、寄附文化の醸成に向けた取組の推進
	災害時における福祉的支援の充実	地域における要配慮者への支援、災害福祉支援ネットワークの整備、災害時におけるNPO・ボランティア等の支援
利用者本位の福祉サービスの充実	福祉サービス情報提供の充実、苦情解決体制の充実、福祉サービス利用者等の権利擁護の推進、福祉サービス事業者の健全な運営の確保、福祉サービスの質の向上	